

第8期 雲南市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和5年12月19日(火) 13:30～14:46
2. 場 所 市役所3階・301会議室
3. 出席委員(17名)
4. 欠席委員(2名)
5. 事務局又は説明者
6. 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 諸報告
 - 日程第3 議案の上程
 - ・議第47号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
 - ・議題48号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
 - ・議第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議第50号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
7. 傍 聴 1名

8. 議 事

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|------------|---|
| 事務局 | <p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。では、会長には総会の議長をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第6回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により11番委員、13番委員を指名いたします。</p> |
| 議 長 事務局 | <p>日程第2. 諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分の報告について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 田畑転換届の受理について ・ 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項 情報委員会委員長報告・・・第57号いなたひめ発刊の紹介 ・ 会議等の予定 |
| 議 長 | <p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。 (無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> |
| 議 長 事務局 | <p>日程第3. 議案の上程を行います。 それでは最初に、議第47号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書6ページ、議第47号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。7ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆で地目は議案書のとおりです。面積は3,146㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地の傾斜がきつく、日当たりも悪いことから、相当以前から耕作をしておらず、今後も農地として使用することが困難なためということです。令和5年12月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| 議 長 | <p>復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議の程をよろしくお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、議第47号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第47号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議第47号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議第48号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書8ページ、議第48号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については別添10ページから掲載しています。</p> <p>番号1番、〇〇町〇〇です。地目は畑1筆、関係者は1名で面積は32㎡です。令和5年12月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号2番、〇〇町〇〇です。地目は田1筆、関係者は1名で面積は252㎡です。令和5年12月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>合計面積は田252㎡、畑32㎡、合計284㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などのやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で復旧が困難な土地であるため、非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、議第48号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第48号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議第48号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議第49号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書10ページ、議第49号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書11ページをご覧ください。図面資料は12ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の7筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は4,515㎡です。権利の種別は有償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。譲受人は以前から譲渡人の実家を借家しており、この度その家屋を含めた譲渡人所有の不動産を全て取得されます。農地については、家の周りの畑は現在既に耕作しており、所有権を取得後はその他の畑でも同様に野菜作りを行うとのことです。また、田については耕作の経験がなく農機具を持っていないとのことです。地元の農業者の方に協力を依頼して農機具を借りて指導を受けながら耕作をしていくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は179㎡です。権利の種別は無償移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は以前から譲受人に貸与していたため譲り渡す。譲り受けの申請事由は申請地を譲り受けて耕作を行うということです。以前から譲受人が申請地を畑として借りて耕作しており、譲渡人は今後も耕作の意思が無いとのことで、この度の所有権の移転となりました。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されています。申請番号1番については農機具、農作業共に地元の方の協力を得ながらされるということです。田の耕作経験はありませんが農地の効率的な利用に問題はないと考えます。また、申請番号2番については現在と変わらず耕作されますのでこちらも問題はありません。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> |
| 7 番 | <p>はい</p> |
| 議 長 | <p>はい。どうぞ。</p> |
| 7 番 | <p>はい、7番です。申請番号1番についてです。譲受人は、Iターンで移住された方で、移住直後は3年間ほど営農組合と一緒に農作業をされていました。その後、勤めをされるようになったため他の方へ耕作を依頼されています。今回、正式に申請地を譲り受けることとなり、機械作業を営農組合へ依頼され、組合は受けられることになりました。その他の管理は申請人が行うということです。この様に、農作業の経験は積んでおられ、今後も農作業をされる見込みが立ちますので、ご審議の程をよろしく願いいたします。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| 議 長 | 他に補足説明はございませんか。 (補足説明なし) |
| 議 長 | 無いようですので、議第49号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり) |
| 議 長 | 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり) |
| 議 長 | 討論を終わります。お諮りいたします。議第49号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、議第49号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 |
| 議 長 | 次に、議第50号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 |
| 事務局 | <p>議案書12ページ、議第50号農地法第4条の規定による許可申請についてを説明します。今月は5件の申請が出ております。議案書13ページをご覧ください。図面については19ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は9.19㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的及び理由は傾斜地にある墓地を申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は1,853㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は土砂置場、転用理由は急傾斜である自宅裏の山林の土砂を搬出して土砂置き場としたい。また、期間は令和7年3月31日までの一時利用とし、その後は畑として耕作するとのことです。なお、申請地の筆面積ですが全体で1,953㎡あり、このうち100㎡については令和4年3月23日付けで車庫及び駐車場として部分転用を許可しています。農地区分は農用地区域内の農地となり、確認委員は議案書のとおりです。許可条項は、農地法施行令第4条第1項第1号に規定する申請に係る農地を仮設工作物3年以内の一時的な利用に供するために行うものに該当し、事業期間の完了後には引き続き耕作に供されるものと考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は12㎡です。転用目的及び理由は山林からの地下水を排出するための水路を整備したいとのことです。始末書が提出され、令和5年8月に水路整備したが、以前から水路として利用しており転用の手続きが不要だと認識していた。今後はこうしたことが無いようにしたいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|------------|---|
| | <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は7.88㎡です。転用目的及び理由は自宅増築のために宅地を拡張したいとのことです。始末書が提出されており、自宅を増築した際に農地へ居宅の一部が掛かってしまっていた。その後、雑種地との認識で転用の手続きをしないまままで利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目及び申請人は議案書のとおりで申請面積は6.5㎡です。転用目的及び理由は自宅の車庫、進入路を整備したいとのことです。始末書が提出されており、車庫、進入路を整備した際に農地と知らず整備していた。転用の手続きが必要だと知らなかったのが、今回、転用の手続きをしたいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。以上について、ご報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> |
| 8 番 議 長 | <p>はい</p> <p>はい。どうぞ。</p> |
| 8 番 | <p>はい、8番です。申請番号2番、3番、4番について補足説明をいたします。先ず、2番の案件ですが、図面22ページをご覧ください。撮影方向側に小さな田がたくさんあるのが見受けられますが、ここを圃場整備して2つぐらいにしたい計画を持っておられます。そこへ入れる土砂の仮置き場として申請地を利用したいということで1,000㎡以上ですので補足説明をいたします。工期は令和7年3月末までで申請人が実施されます。申請地の周囲は申請人の土地であり問題はないと考えます。搬入する土砂ですが、申請人の居宅裏山が急峻であり、危険性があることからここを削って搬出し、災害対策をしたいという事でございました。以上よろしくご審議をお願いします。続いて、申請番号3番の案件です。図面の25ページをご覧ください。下側の図の横長の線ですが、ここへコンクリートの水路が設置されています。申請人の居宅は申請地の山の中腹にあり、そこから雨水、地下水を流して国道沿いの水路へ落されています。その水路が、近年の豪雨災害により近隣へ迷惑をかけないように整備したいとのことでした。しかし、相談を受けている段階にあるとき、8月頃でしたが申請人が整備をされてしまいました。整備の理由としては、水路を挟んで左右の農地を譲り渡す予定であり、その際の境界を早急に出したかったため工事を実施してしまったとのことです。これについては、始末書が出されていますので読み上げます。今回申請します申請地は約25年前に稲作を止めて埋め立てておりましたが、南側に隣接地は隣接者へ畑として貸与し、残りは休耕地として縁戚者へ管理をお願いしていました。自身が高齢となり、今後は耕作の意思が無いためそれぞれへ譲り渡すこととなりました。申請地は以前より北側に位置する自身が所有する山林、原野から湧き出る地下水の排出用暗渠を埋設していましたが、両者に譲り渡す際に自身が所有する水路部分として残して、今後の維持管理のために整備することとなり、整備後の水路を境界とするために水路の工事を先行してしまいました。工事完了後に農業委員会へ相談したところ、水路部分は農地転用を申請するようにご指示をいただきました。水路は以前から存在していたために特段の許可は不要と考えておりましたが、存外のこととはいえ、工事を先行しまし</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| | <p>たことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこの様なことが無いように留意いたしますので、何卒ご寛容なる処置を賜りますようお願い申し上げますという事でございます。次に、申請番号4番の案件について説明します。申請者が自宅を増築した際、隣接の雑種地へ宅地を広げて行ったが、地目が雑種地のままであったため宅地に分筆しようとして、今回、一部が畑であることが判明したようです。畑部分は通路として利用していたため農地としての認識がなかったという事でございます。これも始末書が出されております。今回申請します土地は、宅地に隣接する傾斜地の畑の一部でした。自宅を増築した際、隣接する雑種地へまたがって建設し、宅地を拡張いたしました。この度、拡張した宅地部分を分筆することとし、測量を依頼しましたところ、居宅の一部が畑に存在することが判明したため分筆して農地転用許可を申請することといたしました。増築前から宅地続きの通路部分であったため、宅地もしくは雑種地の一部であると認識しておりました。農地を転用する意は全くありませんでしたが、結果的に無断転用の状態でありましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこの様なことが無いように留意いたしますので、何卒ご寛容なるご処置を賜りますようお願い申し上げますとして出されております。以上、申請番号2番から4番の補足説明でございましたので、よろしくご審議の程をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 他に補足説明はございませんか。 |
| 18番 | はい |
| 議 長 | はい。どうぞ。 |
| 18番 | はい、18番です。申請番号5番目の案件ですが、図面は31ページをご覧ください。 |
| | <p>始末書が出されておりますので読み上げます。申請地は昭和57年4月に地目、面積が確定しましたが、現況は野菜など作物等の植栽をせず原野状態でした。平成28年に住居兼納屋と車庫の建替えを行うことになり、庭と車庫の一部と出入りのための通路を申請地に設置しました。このことは、農地法などの農地転用の知識が無かったことから起きた誤りであり、反省しているところです。つきましては事後ではありますが、畑から宅地への農地転用の申請をしますのでよろしくお願いいたしますという事で出されました。図面資料をご覧いただきたいのですが、宅地の道路側の生垣の管理が大変なためフェンスを設置する計画をされています。写真の奥側に電柱が建っていますが、その部分が畑として一部残っていると考え、それを宅地にしてしまいたいとしたところ、手前の車庫と進入路が無断転用であったことが判明したということが経過です。転用面積はさほど大きくなく、申請者の奥には2軒の家があり、その進入路となっていることから生垣よりもフェンスの方が通行車両にとっても環境が良くなると思います。申請地は居宅に隣接し、市道に挟まれた土地であるため目的に合致していると考えます。以上でございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議 長 | 他に補足説明はございませんか。無いようですので、議第50号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 |
| | (無しの声あり) |
| 議 長 | 質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 |
| | (無しの声あり) |
| 議 長 | 討論を終わります。お諮りいたします。議第50号農地法第4条の規定による許可申請 |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| 議 長 | <p>については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議第50号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議第51号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書15ページ、議第51号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書34ページをご覧ください。図面については25ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は518㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、土木業の開業に際して申請地を譲り受けて資材及び土砂置場並びに重機等の駐車場として利用したいとのことです。農用地区域内ですが令和5年11月8日に農振除外の事前了承が出ております。土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は154㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受けて自家用車及び来客用の駐車場として使用したいとのことです。始末書が提出されており、令和5年8月に農地法の手続きをしないままコンクリート舗装をしてしまったので、譲り渡しに併せて手続きをすることです。土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は268㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請者は親族であり、実家の近くである申請地を借り受けて住宅を建築したいとのことです。なお、今回の申請地のうち1筆については平成23年に駐車場として部分転用の許可をしています。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は366㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由は自動車販売、整備の法人営業に向けて申請地を譲り受け、工場、事務所及び駐車場として利用したいとのことです。隣接の宅地部分を含めて合計751.9㎡が計画面積となります。農用地区域外で土地代及び確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第9条第1項に規定する用途地域に定</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|--|
| | <p>められていることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となります。</p> <p>なお、申請番号1番については農振除外の事前了承案件ですので、本日、許可相当と決定いただいた場合には農振除外の決定後に会長専決により許可となります。また、申請番号3番については第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。この案件については本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますので、ご審議の程をよろしく願います。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> |
| 8 番 | <p>はい。</p> |
| 議 長 | <p>はい。どうぞ。</p> |
| 8 番 | <p>8番です。申請番号2番について補足説明をいたします。この案件は、先ほど3条、4条でご審議をいただいた関連の申請となっております。図面の39ページをご覧ください。4条で水路の申請があった左側の農地転用となっております。現在、申請者は自宅の庭へ駐車していたが、狭いために駐車場を求めたかったようです。申請地は従来から草刈り管理をしていたが、今回、譲渡してもらえることになり、中央に水路を設置されると同時に駐車場として工事を開始してしまったということです。始末書が提出されていますので読み上げます。今回、5条転用の申請をいたします土地は、土地所有者から駐車場とするために譲り受ける予定でございました。中央部に暗渠の水路があるため、水路の西側を譲り受けることとして協議しておりましたが、水路の位置が不明確であり、今後の維持管理の上でも、先に水路を整備した後で最終的な境界を決定することとなりました。境界が決定した後で必要な手続きを行うつもりでしたが、申請地は地盤が軟弱で、降雨時には工事車両の乗り入れが不可能であったことから、先に地盤を堅固にする必要が生じました。近い将来、駐車場にするなら二度手間になるので、費用の面からも水路工事と同時に駐車場として利用できる程度に整地をした方が良いとの業者の進言を受けてお任せしてしまいましたが、工事完了後、農業委員会から無断転用のご指摘を受けました。農地法に対する認識不足から無断転用しておりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことがないように留意いたしますので、何卒ご寛容なるご処置を賜りますようお願い申し上げますと出されておりますので、以上ご審議をよろしく願います。</p> |
| 議 長 | <p>他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、議第51号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第51号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号2番と4番の案件を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-----|---|
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第5 1号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番と4番の案件を申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち申請番号1番の案件は、農用地除外の事前了承に伴う申請であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第5 1号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、県知事の同意が得られた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p> <p>次に、本案件のうち申請番号3番は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第5 1号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番は申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議第5 2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書18ページ、議第5 2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書19ページをご覧ください。今回は設定件数74件で、内訳は〇〇町4件、〇〇町4件、〇〇町8件、〇〇町5件、〇〇町53件です。また、借り受け戸数は7戸となっております。なお、26ページからは一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。転貸の件数は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町2件です。</p> <p>この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮を願いたいと思います。あの時計で14時40分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩)</p> |
| 議 長 | <p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借と一括方式の申請番号1番と9番から60番について〇〇町からお願いします。</p> |
| 1 番 | <p>はい、1番です。〇〇町の案件でございますが、利用権貸借の1番、2番と一括方式の1番はいずれも再設定であり、受けられる方はしっかりと営農に取り組んでおられますの</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|-------------|--|
| 議 長 8 番 | <p>で適当であると判断いたしました。よろしくお願いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いたします。</p> <p>はい、8番です。利用権貸借の3番から6番までの4件です。利用権を受けられる方は〇〇町でも有数な大型農家です。再設定が3件、新規が1件ですが、問題ないと考えますので、よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 13 番 | <p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いたします。</p> <p>はい、13番です。利用権貸借の8番から12番の5件です。圃場整備関連の利用権貸借であり適当であると判断いたしました。</p> |
| 議 長 5 番 | <p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いたします。</p> <p>はい、5番です。利用権貸借の7番ですが、再設定であり受けられる方もベテランでございますので問題ないと判断いたしました。一括方式の9番から60番までですが、全て再設定であり、受け手が法人でもあることから特に問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p> |
| 議 長 | <p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借と一括方式の申請番号1番と9番から60番は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借と一括方式の申請番号1番と9番から60番の案件は申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町分の一括方式の申請番号2番から8番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、2番委員にはご退席願います。</p> <p>(2番委員 退席)</p> |
| 議 長 6 番 | <p>それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表させていただきます。</p> <p>はい、6番です。一括方式の2番から8番ですが、いずれも再設定であり、受け手も農業法人であり変更はありません。全く問題ないと判断いたしましたので、ご審議をよろしくお願いたします。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p> |
| 議 長 | <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号2番から8番の案件</p> |

| 発信者 | 議 事 録 要 旨 |
|----------------------------------|---|
| <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> | <p>は申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第52号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号2番から8番の案件は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。 2番委員にはご着席願います。 (2番委員 着席)</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(14:46 終了)</p> |

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____